

1. 家庭学習に必要な通信量の目安

○通常の家庭学習 … 月 10GB（ギガバイト）程度

〔想定する状況〕宿題をデータ送信で提出する。インターネットで1日 30分から 1時間程度の調べ学習を行う（動画は見ない）。

○臨時休業時のオンライン授業 … 10GB（ギガバイト）程度

〔想定する状況〕3日間程度の休業中に、午前2時間、午後2時間のオンライン授業を受ける。

臨時休業が重なるなど、使い方によっては月 10GB（ギガバイト）では足りないこともあると考えられます。

2. 市のモバイルWi-Fiルーターの貸出を利用する場合

○申請手続き

貸与を希望する人は、別紙「様式第1号の2 学習用通信機器借受届出書（モバイルルーター）」を提出してください。

○通信契約

機器の貸与を受けた保護者は、任意の携帯電話事業者で、個人で通信契約を行うか、鳴門市で一括契約にするか選択してください。通信契約及び通信にかかる費用は、契約者の負担となります。個人で契約する場合は、上記の「1. 家庭学習に必要な通信量の目安」を参考にして、事業者にご相談ください。貸与する機器は、どの事業者のSIMにも対応します。鳴門市で一括契約する場合は、令和4年度は、1か月10GB（ギガバイト）1,650円（税込み）でした。令和5年度もほぼ同額になると思います。利用の希望がありましたら教育支援室にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

鳴門市教育委員会 教育支援室

TEL：088-686-8805

E-mail：kyoikushien@city.naruto.i-tokushima.jp